

＝新型コロナウイルス感染症に関する情報について＝

栗島浦村からのお願い

村民の皆さま

来島される皆さま

日頃より、本村における新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

全国各地で感染症が拡大し、政府は、急速な感染拡大を防止するため、以下の区域を対象に「緊急事態宣言」を発令しています。また、新潟県では独自の「警報」を引き続き発令し、注意を呼び掛けています。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が発出されています。
国民のみなさまにおかれましては、感染拡大の防止にご協力をお願いします。

緊急事態措置の実施期間	令和3年3月7日まで
緊急事態措置の実施区域	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県	栃木県

本村でも県の方針に従い、下記の3点につきまして、特に注意して行動していただきますよう、お願いいたします。

- 〔1〕 感染拡大が見られる他都道府県との往来（出張、帰省等）は、さらに慎重に判断し、極力控える。
- 〔2〕 普段、顔を合わせない人との飲み会・食事は、極力控える。
- 〔3〕 飲食を伴うイベント等は、感染防止対策を徹底する。
 - ・ 体調が悪い場合は参加しない
 - ・ 人数を絞る
 - ・ 短時間で行う
 - ・ 配置を工夫して距離をとる
 - ・ マスク、手指消毒、換気の徹底